第６号様式

随意契約について

公表年月日	令和８年１１月１日
担　当　課	環境部　廃棄物対策課

契約業者名・住所	松戸市五香西五丁目４５番地４ 松戸市環境清掃協業組合　代表理事　宇佐美　治彦
工事等の名称	一般廃棄物（剪定枝等）の収集及び運搬業務委託
工事等の場所	松戸市内全域
種　別	一般廃棄物の収集及び運搬業務委託
工事等期間	令和８年４月１日から令和９年３月３１日まで
契約金額	⑴平日収集分　　１月あたり１台の額１，１１８，０００円（消費税及び地方消費税を除く） ⑵祝日及び振替休日加算　１日あたり１台の額　　３９，０００円（消費税及び地方消費税を除く）
工事等の概要	集積所に排出された家庭ごみ（剪定枝等）の収集及び運搬を一般廃棄物処理業者に委託するもの。
随意契約の理由	市町村の自治事務については、地方自治法第二条により、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理するとされております。一般廃棄物の収集運搬業務をはじめとする一般廃棄物の処理は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第６条の２」により、市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、処分しなければならないとされております。 この処理責任に照らし、収集業務を市町村以外の者に委託する場合は、同法施行令第４条の委託基準を遵守する必要があり、その業者が有すべき要件は、 （１）受託者が受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有するものであること。 （２）受託者が法第７条第５項第４号イからルまでのいずれの欠格要件に該当しないこと。

	（3）受託者が自ら受託業務を実施する者であること。 と規定されております。 さらに、松戸市廃棄物処理要領第6条第1項第1号で、収集委託をする場合の選定基準として、市内に住所のある個人又は営業所を有する法人であることとされております。 松戸市環境清掃協業組合は、迅速かつ円滑な収集運搬業務のための諸設備を有し、過去において松戸市で当該業務を適正に遂行してきた実績をもっており、特に長年業務を処理してきたことにより培ってきた高い習熟度(高い選別精度と処理スピード)、施設故障時の対応等のノウハウがあり、資力、信用、経験、能力等の点から十分な資質を有していることが認められ、上記基準を満たすとともに市内の道路事情や収集業務に精通していること、また、車両保管場所が市内にあり、緊急時には即時に対応可能なことから生活環境の保全及び公衆衛生の公共を目的とする一般廃棄物収集運搬を継続的かつ安定的に遂行し得る業者と思慮されます。 それゆえ、市域全部の当該業務を一括で受託し、適正かつ効率的に業務を遂行できる事業者は市内のみならず千葉県内においても松戸市環境清掃協業組合以外にはないと思慮されます。 よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約とするものです。